２０２５年　　月　　日

Powerwallの連系検討保留に関する補償契約書

Powerwall（以下「本件製品」という。）の購入者である　　　　　　　　（以下「甲」という。）とテスラPowerwall認定販売施工会社である株式会社SIソーラー（以下「乙」という。）は、電力会社が本件製品について連系検討保留をしていること（以下「本件」という。）に対する補償につき、本補償契約を締結する。

（補償金の金額）

1. 乙は、建築会社が甲に対して建物を引き渡した日（以下「建物引渡日」という。）において、本件製品の連系検討保留が継続している場合には、甲に対して、次に定める金額の補償金を支払う。
2. 建物引渡日が各月１日から５日までの場合　建物引渡日が帰属する月（以下「初月」という。）２万円
3. 建物引渡日が各月６日から月末までの場合　引渡日から初月の月末まで１日あたり６６０円
4. 初月の翌月から連系検討保留解除月（電力会社が乙に対して連系検討保留を解除した旨を通知した日が帰属する月）の月末まで１月あたり２万円

（補償金の支払日）

1. 乙は、前条の補償金について毎月月末で締めて、当該月末までに生じた補償金を、翌月末日までに甲が指定する次の金融機関の口座に振込送金して支払う。

　金融機関名  
　支店名　　　　　　　　　　　　　　　普通・当座

　口座番号

　名義人

（確認条項）

1. 甲と乙は、甲が第１条の補償金を受領することにより、本件に関する損害の全額が補填されたものと確認する。

　 ２　　甲は、乙及び建築会社に対して、本件に関する損害賠償請求を行わない。

（清算条項）

1. 甲及び乙は、本契約書に定めるもののほか、本件に関し、一切の権利義務がないことを確認する。

（専属的合意管轄）

1. 甲及び乙は、本契約書に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（契約書の作成・保管）

第６条　本契約書は、甲が署名した後に乙が署名することにより成立し、乙が原本を保管し、その写しを甲に交付するものとする。  
また、乙は契約書の写しをPDF等の電子データにて交付するものとする。

甲（お客様）

　住所

　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙（ＳＩソーラー）

　住所

　社名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（建築会社記載欄

　当社は、２０２５年　　月　　日に甲に対して建物を引き渡しました。

　住所

　社名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印